

日興コーディアル証券からのご案内
新しい金融商品取引法制について

お客さま各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2007年9月30日より、従来の証券取引法を抜本的に改正した金融商品取引法が施行されております。

この金融商品取引法は、従来の有価証券だけでなく、金融商品・金融サービスを横断的に規制対象とし、包括的な投資者・利用者保護の仕組みを整備することが目的となっております。

そこで、弊社といたしましては、引き続き法令に従って投資者・利用者保護を図るのはもちろんのこと、新しい法制下でよりお客さまに満足いただけるお取引を実現するため、お取引にいたる手続きについて一部変更することといたしました。

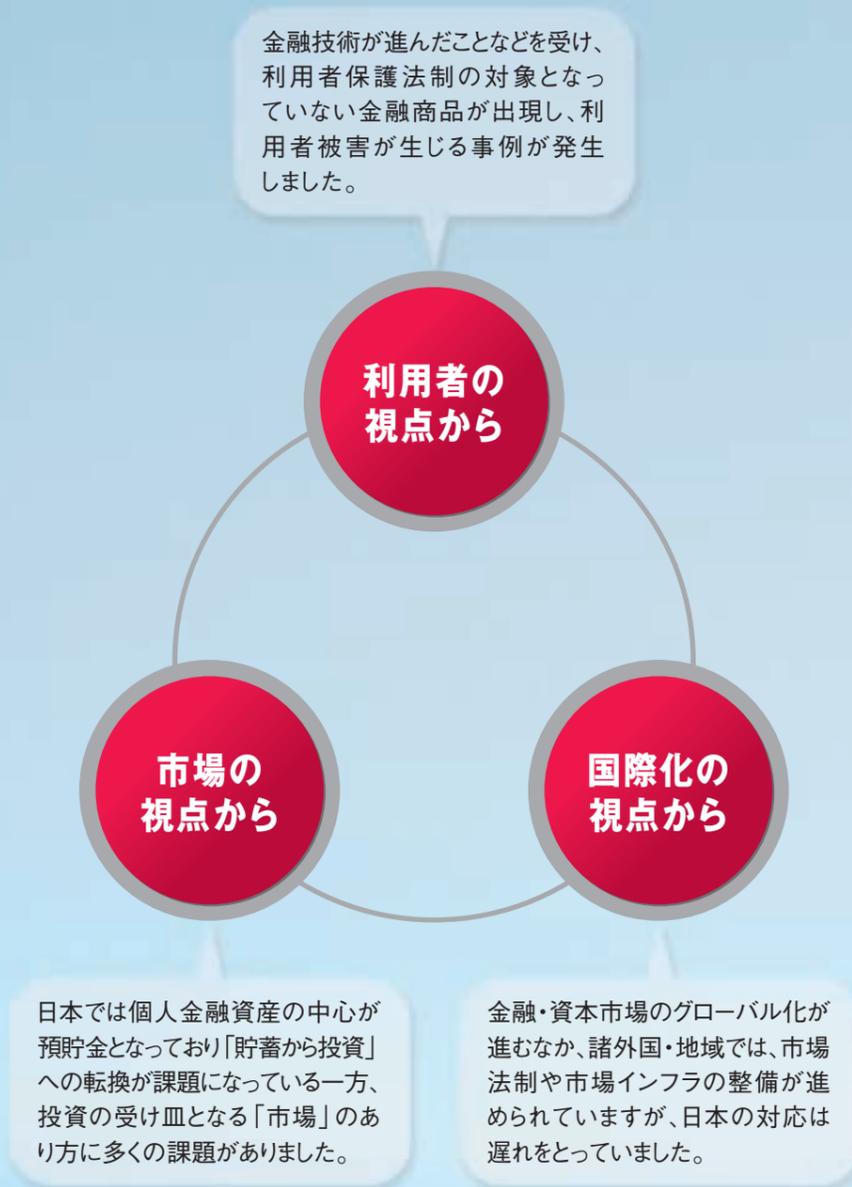
今後ともお客さまより多大なるご信頼を得るべく、より良い商品・サービスをよりわかりやすくご提供する所存ですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次 Contents

証券取引法から金融商品取引法へ	P03
適合性の原則について	P05
広告の規制について	P06
契約締結前の書面交付について	P07
特定投資家制度について	P09
金融商品取引法についてのQ&A	P11

今、日本の金融・資本市場を取り巻く環境が、大きく変わろうとしています。
日興コーディアル証券はお客さまを中心に考えながら、
その変化に対応し、お客さまの大切な資産を守っていきます。

これまでの日本の金融・資本市場の状況



このような状況を改善するため…

利用者保護と公正・透明な市場の構築に向けて平成18年6月、通常国会で改正法が成立し、これまでの「金融先物取引法」、「外国証券業者に関する法律」、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」、「抵当証券業の規制等に関する法律」が廃止されて「証券取引法」に統合され、「証券取引法」の法令名が「金融商品取引法」に改称されました。また、『投資信託及び投資法人に関する法律』、『商品投資に係る事業の規制に関する法律』、『信託業法』などに規定されていた規制の一部が『金融商品取引法』に移管されたほか、これまで規制の対象となっていなかったファンド、デリバティブなどに関する業務に新たな規制が適用されることとなりました。



これに伴い、規制対象商品の範囲が拡大するばかりでなく、規制対象業務の横断化や業務内容に応じた参入規制の柔軟化が、図られるようになりました。

主な規制

- 適合性の原則… お客さまの知識、経験、財産の状況に加え、“金融商品取引契約を締結する目的”に照らして、不適当な勧誘を行わず、重要事項の説明においては、お客さまが理解できるように説明させていただくこととなります。
- 広告の規制… 金融商品取引業の内容について広告行為をする際、手数料情報(お客さまの支払うべき対価)や元本欠損のおそれなどの必須表示事項を明記することとなります。
- 契約締結前の書面交付… お客さまが投資判断をするために必要な、「金融商品取引契約の概要」や「コスト」、「主なリスク」等が記載されている契約締結前交付書面を、お取引前に交付させていただくこととなります。
- 特定投資家制度… 「特定投資家」と特定投資家以外の「一般投資家」について、異なる行為規制(金融商品取引業者側の行為についての規制)が適用されます。特定投資家に対しては、原則として、金融商品取引業者からのさまざまな書面交付等の義務が免除されるとともに、適合性の原則等が適用除外となります。

以上の法改正を踏まえて

日興コーディアル証券はこれまで以上に、
お客さまにご納得いただける
商品やサービスの提供に取り組んでまいります。

Cordial

日興コーディアル証券は、
お客さまのご要望にしっかりお応えするために、
真心を込めてお話しを伺い、
お客さまの立場を最優先に考えます。



今まで以上にお客さまの
ご要望・ご意見をお伺いした上で、
より適した商品やサービスをご提供させていただきます。

お取引の状況に応じて、
このような事柄についてご質問させていただきます。

- これまでにお取引された商品の種類
- ご資産の状況
- 金融商品のご購入の目的や投資期間 など

お客さまへの
お願い

より詳しくお客さまの状況をお伺いする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

Clearly

日興コーディアル証券は、
お客さまにより分かりやすい
情報をお伝えします。



お客さまにとって必要な情報を
より平易に、より明確に
お伝えする広告等を作成します。

例えば、このような広告等になります。

- 金融商品の広告等に係る資料は、これまで以上に分かりやすく作成します。
(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、郵便、ファックス、メール、チラシ、パンフレット等)
- 金融商品の長所と短所をバランスよく記載します。
- お取引に関しお客さまにお支払いいただく手数料等を、これまでより分かりやすく表示します。
- テレビ、ラジオCM等においては、「元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨」及び「契約締結前交付書面等の内容を十分にご理解いただく旨」等を明示します。

お客さまへの
お願い

広告等に金融商品の全ての情報が表示されるわけではございませんので、必ず上場
有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をお読みください。

Communication

日興コーディアル証券は、
お客さまによりよく商品をご理解いただけるよう、
必要な情報をご提供いたします。

金融商品をご購入いただく前に、商品内容を
正確にご理解いただけるよう、
お取引の内容を説明した資料をお渡しいたします。

必ず説明資料の内容をご確認ください。

- 金融商品をお取引いただくにあたっては、あらかじめ上場有価証券等書面・契約締結前交付書面・目論見書等のお取引の内容を説明した資料をお渡しいたします。
- 契約締結前交付書面等には、お客さまが投資判断されるために必要な「契約概要」「手数料等」「主なリスク」等が記載されています。
- 契約締結前交付書面等を必ずお読みいただき、内容をご理解された上で、お取引ください。

お客さまへの
お願い

契約締結前交付書面は、お客さまに納得して金融商品をご購入いただく上で大切な書面となりますので、必ずお読みくださいますようお願いいたします。

詳しくは次ページへ

金融商品のお取引をいただく前にあらかじめ
お渡しする書面は、各商品・取引の特性に応じて
お渡しいたします。

上場有価証券等書面

上場株式、ETF、REIT、外国株式等の国内外の金融商品取引所等に上場されている有価証券をお取引される際にあらかじめお渡しする資料となります。

目論見書等

投資信託や債券の募集等においては、従来より目論見書を交付しておりますが、契約締結前交付書面に書くべき内容が盛り込まれている場合には、原則として、当該目論見書が契約締結前交付書面として、あらかじめお渡しする資料となります。

※目論見書に目論見書補完書面を挟み込む場合もあります。

契約締結前交付書面

上記の上場有価証券等書面を交付するお取引及び目論見書交付取引以外のお取引（例えば、上場されていない有価証券のお取引（債券売買等）、リスクが高い商品（信用取引等）をお取引される場合等）には、各商品や取引形態に応じた契約締結前交付書面があらかじめお渡しする資料となります。

契約締結前交付書面に記載する主な事項

- 1 この書面をよく読む旨
- 2 お客さまの判断に影響を与える特に重要な事項
- 3 手数料情報（お客さまにご負担いただく手数料等）
- 4 元本欠損・元本超過損のおそれ
- 5 元本欠損・元本超過損のおそれの原因となる指標及びその理由
- 6 取引の概要
- 7 クーリングオフ適用の有無
- 8 租税の概要
- 9 金融商品取引業の概要及び方法の概要
- 10 商号、住所
- 11 金融商品取引業者である旨及び登録番号
- 12 当社の概要
- 13 加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無・名称
- 14 連絡方法

※商品によっては、記載事項が異なる場合があります。

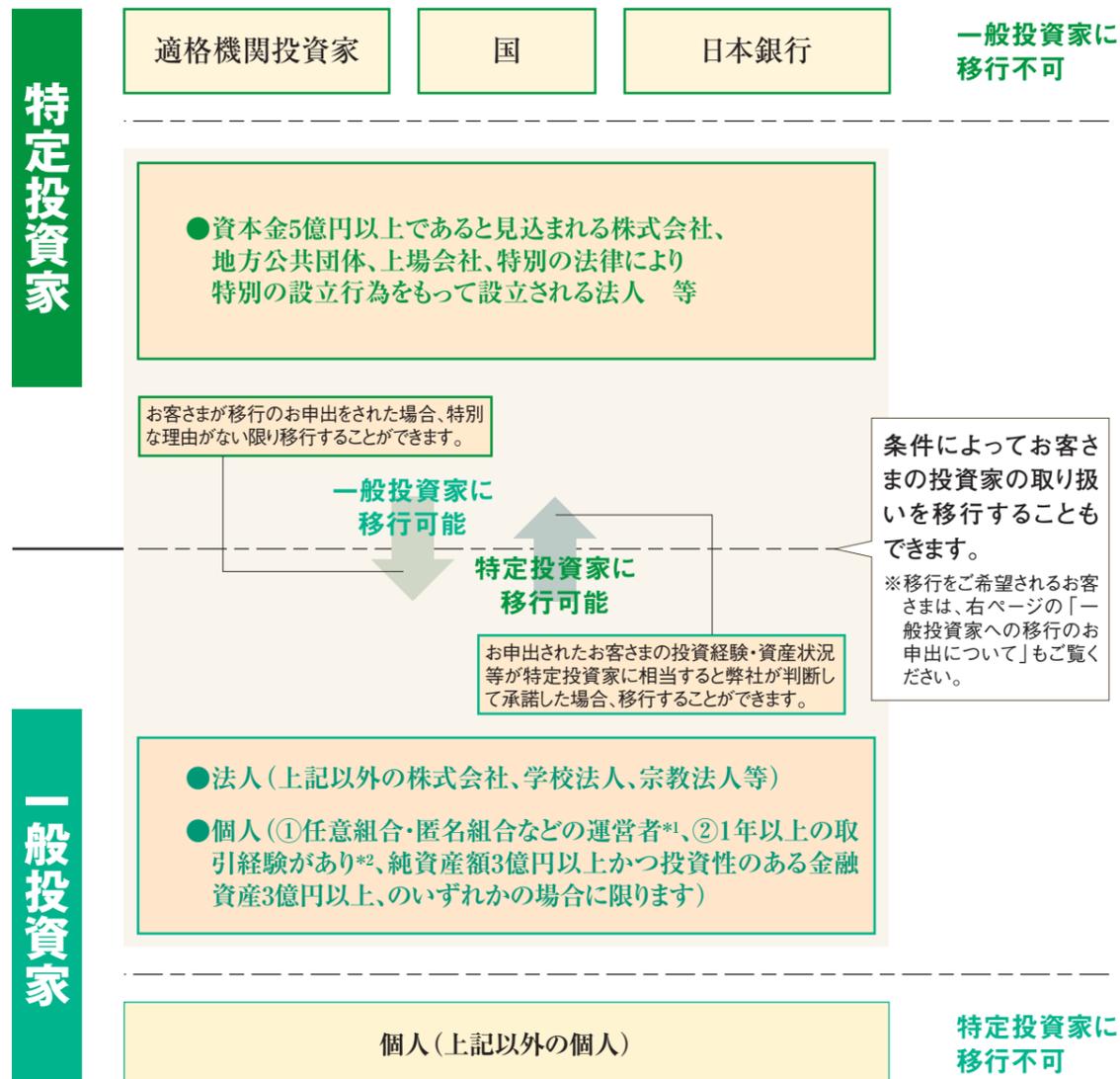
投資者保護と円滑なお取引を促進するために特定投資家制度が創設されました。

特定投資家制度によって、投資家は「一般投資家」と「特定投資家」に区分されました。

区分については以下の図をご覧ください。

「特定投資家」 適格機関投資家や、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、上場会社、地方公共団体などのお客さまは、一部の投資者保護制度の適用が除外されますが、柔軟な取引を望むニーズに対応できるようになりました。

「一般投資家」 「特定投資家」以外のお客さまは、「一般投資家」となります。(個人のお客さまは、特別な手続きをしない限り「一般投資家」となります) 金融商品のお取引やサービスをご利用される際に、さまざまな制度によって保護されます。



*1 出資合計額3億円以上の組合で、全組合員の同意取得が要件となります。
*2 弊社における、特定投資家への移行を希望する契約の種類(有価証券に関する契約・デリバティブ取引に関する契約・投資助言契約・投資一任契約等)についての取引経験を指します。

■特定投資家制度における金融商品取引業者(証券会社等)の行為規制の範囲

	特定投資家・一般投資家に適用される事項	一般投資家にも適用される事項
(一般的規制)	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対する誠実義務 第36条 標識の掲示 第36条の2 名義貸しの禁止 第36条の3 社債の管理の禁止 第36条の4 虚偽告知の禁止 第38条第1号 断定的判断の提供 第38条第2号 投資助言・投資運用に係る偽計等の禁止 第38条の2 損失補てん等の禁止 第39条 顧客情報の適正な取扱い 第40条第2号 分別保管が確保されていない場合の売買等の禁止 第40条の3 	<ul style="list-style-type: none"> 広告等の規制 第37条 取引態様の事前明示義務 第37条の2 契約締結前の書面の交付 第37条の3 契約締結時の書面の交付 第37条の4 保証金の受領に係る書面の交付 第37条の5 書面による解除(クーリングオフ) 第37条の6 不招請勧誘の禁止 第38条第3号 勧誘受諾意思の確認 第38条第4号 再勧誘の禁止 第38条第5号 適合性の原則 第40条第1号 最良執行方針等記載書面の事前交付義務 第40条の2第4項
(投資助言業務関連)	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対する忠実・善管注意義務 第41条 投資助言業務の禁止行為 第41条の2 有価証券の売買等の禁止 第41条の3 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止 第41条の4 金銭又は有価証券の貸付け等の禁止 第41条の5
(投資運用業務関連)	<ul style="list-style-type: none"> 権利者に対する忠実義務・善管注意義務 第42条 投資運用業の禁止行為 第42条の2 運用権限の委託 第42条の3 分別管理 第42条の4 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭又は有価証券の受入れ等の禁止 第42条の5 金銭又は有価証券の貸付等の禁止 第42条の6 運用報告書の交付 第42条の7
管理業務(有価証券等)関連	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券取引業務の善管注意義務 第43条 分別管理 第43条の2 デリバティブ取引等の分別管理 第43条の3 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限 第43条の4

一般投資家への移行のお申出について

資本金5億円以上と見込まれる株式会社、上場会社、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人(特殊法人および独立行政法人)、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、資産流動化法に規定する特定目的会社、金融商品取引業者(適格機関投資家を除く)、適格機関投資家等特例業務届出者である法人、外国法人に該当するお客さまは、**お申出により特定投資家から一般投資家へ移行し、一般投資家としての保護を受けることができます。** 一般投資家への移行を希望されるお客さまは、弊社お取扱い部店までお問い合わせください。

金融商品取引法について のQ&A

Q1 金融商品取引法って どのような法律ですか？

A1 証券取引法を改正し、他の金融商品に関する法律をこれに統合したものです。これまで法の規制の対象外だったものも含む各種金融商品やその取引について横断的に規制し、投資者保護や資本市場の円滑化を図った法律です。

Q2 商品を購入するときに 何か変化は あるのですか？

A2 一番大きな違いは、金融商品をお取引される際に、契約締結前交付書面があらかじめ交付されている必要があることです。この書面が交付されていない場合は、お取引をいただくことが出来ません。

Q3 投資家が手続きしなければ ならないことはありますか？

A3 法律の施行によって、お客さまに何かしていただかなければならない事はありません。ただし、お客さまにより適した商品をご提案させていただく上で、お客さまの状況や目的を、今までよりも確認させていただく場合があります。例えば、郵送・電話等によりお客さまの状況や投資目的などについて、年に一度ご確認させていただくことなどが予定されております。その際にはご協力をお願いいたします。

Q4 今までも適合性の 原則はあったと思いますが、 違いはなんですか？

A4 今までの適合性の原則は、知識・経験・財産の状況という項目でしたが、金融商品取引法では、知識・経験・財産の状況に加えてお取引をする目的が追加されました。今まで以上にお客さまの状況をお伺いした上で、お客さまに適した商品をご提案させていただきます。

Q5 商品を購入したくても 購入できない場合が あるのですか？

A5 契約締結前交付書面が交付されていないと、ご購入いただけません。また、お客さまの適合性に反すると思われる場合は、お客さまとお話させていただき、投資目的等をご確認させていただくこともあります。

金融商品取引法について のQ&A

Q6 資産や購入目的などを
いいたくないのですが、
そのような場合は取引を
断られるのですか？

A6

お客様の投資目的が把握できない場合、お客様の目的と異なった商品をご提案してしまう可能性があります。お客様の目的にあった商品をご提案させていただくためにも、お客様の状況を教えてくださいますようお願いいたします。



Q7 自分が一般投資家なのか
特定投資家なのかわからないのですが、
どうしたらよいのでしょうか？

A7

ご不明な場合はお取引のある部店にお問合せください。なお、個人のお客様は、弊社に特定投資家としてお取引される旨のお申出など特別な手続きをいただかない限り、原則として、一般投資家としてのお取引となります。また、法人のお客様の場合も、最初から特定投資家としてお取引いただけるのは上場会社や地方公共団体、資本金5億円以上であると見込まれる株式会社などに限定されています。



Q8 一般投資家だったのに、突然、
特定投資家として取り扱われる
ことはないのですか？

A8

特定投資家としてお取引される旨のお申出がなされないと、証券会社や金融機関は一般の投資家を特定投資家として取り扱うことはできません。



Q9 誰でも申し込めば
特定投資家になれるのですか？

A9

法人のお客様の場合は、法令上、特段の要件はありませんが、個人のお客様の場合は、資産の条件（金融資産3億円以上など）や投資経験（特定投資家としてのお取引を希望するご契約の種類に関して1年以上の取引経験があること）などの要件があります。なお、法人・個人の場合ともに、弊社の判断によって、特定投資家として取り扱うことがふさわしくない場合には、お申出をお断りするケースもでてくると考えられます。



Q10 金融商品取引法が施行され、
広告はどのように変わったのですか？

A10

金融商品取引法では、広告等に記載すべき必須表示事項（金融商品取引業者等の名称、金融商品取引業者等である旨、登録番号、お客様の判断に影響をおよぼすこととなる重要なもの）が規定されました。さらに、リスク情報に関する部分は、広告における最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示することになりました。これにより、金融商品の広告等は、金融商品の長所と短所がバランスよく記載されます。





本資料は、金融商品取引法制の概要について説明を行ったものであり、金融商品・金融サービス等に関して説明を行ったものではなく、また、取引の勧誘を目的としたものではありません。なお、お客さまが実際にお取引された場合、お客さまのご負担となる費用が発生することがありますが、上記のとおり本資料は金融商品・金融サービス等に関して説明するものではなく、また、費用は個々のお取引の内容により異なるため、本資料では手数料、報酬、費用、その他対価に関する具体的な事項を表示しておりません。

また、本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されておりますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではなく、金融商品取引法制について全てを網羅しているものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行ないし公布されている法令等に基づき作成されたものであり、将来、法令等の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令等の施行がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものであり、本資料に記載の内容に従って、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合、期待される効果等が得られないリスクもございます。

実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正等の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、また、お客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

日興コーディアル証券ホームページ www.nikko.co.jp

日興コーディアル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第129号
加入協会:日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会